

# 令和4年度地域密着型サービス 事業者運営指導結果報告書

吹田市福祉部福祉指導監査室

# 第1 運営指導の実施状況

## 目的

吹田市では、介護保険法第23条及び吹田市地域密着型サービス事業者等指導要領等、その他関係法令の規定に基づき、事業者への支援を基本とし介護サービスの質の向上及び保険給付の適正化を図ることを目的に、運営指導を実施しました。

## 実施回数

吹田市地域密着型サービス事業者等指導要領等により、運営指導を1事業所あたり概ね3年に1回を目途に実施しています。

運営指導の結果は、次のとおりです。

※対象事業所を、令和4年度中に運営期間があった事業所としています。  
※事業所数の集計方法を、サービスごととしています。

# 令和4年度運営指導結果一覧表(Ⅰ)

サービス名	対象数 (A)	実施数 (B)	実施比率 (B/A)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	0	0%
夜間対応型訪問介護	0	0	0%
地域密着型通所介護	51	5	9%
(介護予防)認知症対応型通所介護	16	0	0%
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	16	1	6%
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	38	0	0%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	8	0	0%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0%
看護小規模多機能型居宅介護	2	0	0%
合 計	132	6	4%

# 令和4年度運営指導結果一覧表(Ⅱ)

サービス名称	指摘 事業所数	口頭指摘・文書指摘【あり】の 事業所数		
	合計	口頭指摘 のみ	文書指摘 のみ	口頭指摘 及び 文書指摘
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	-	-	-
夜間対応型訪問介護	-	-	-	-
地域密着型通所介護	5/5	-	-	5
(介護予防)認知症対応型通所介護	-	-	-	-
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	1/1	-	-	1
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	-	-	-	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	-	-	-	-
地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-	-	-
看護小規模多機能型居宅介護	-	-	-	-
合 計	6/6	-	-	6

## 第2 文書指摘事項

### (1) 文書指摘事項の順位

順位	運営基準等の項目	指摘事項	主な指摘原因
第1位	運営基準	その他の指摘事項	苦情記録、記録の保存不備等
第2位	介護給付費関係	基本料・加算に係る指摘事項	口腔機能向上加算等
第3位	運営基準	個別サービス計画の作成等	サービス提供の記録不備、モニタリングの未実施、未記録等
第3位	運営基準	秘密の保持に係る指摘事項	秘密の保持に係る指摘事項等
第4位	運営基準	運営規程及び重要事項説明に係る指摘事項	運営規程に係る指摘事項(全般)
第5位	設備基準	設備に関する指摘事項	区画の不備等
第5位	運営基準	衛生管理に係る指摘事項	健康診断未実施等
第5位	運営基準	非常災害対策	避難訓練の未実施等

## (2) 主な指摘事項

### I 人員基準

#### 【勤務体制等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	計画作成担当者が介護職員と兼務し、計画作成担当者としての勤務時間が少なく、業務に支障をきたしていた。	
2	管理者が計画作成担当者を兼ね、夜勤にも入る等、業務管理上、支障をきたしていた。	

### II 運営基準

#### 【個別サービス計画の作成等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	サービス提供記録の記載内容が不十分であり、具体的なサービス内容を記録されていなかった。	
2	個別サービス計画の作成にあたり、利用者や利用者の家族への説明、同意が、事前になされていなかった。	

### 【具体的取扱方針等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	サービスの提供にあたり、利用者の心身の状態を把握するアセスメントや、目標の達成状況等を把握するモニタリングが、十分に行われていなかった。	
2	利用申込者に対して、主治医の診断書等によって心身の状態を把握していることが、確認できない事例があった。	

### 【秘密の保持等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	従業者や従業者であった者が、退職後も含め、秘密を漏らすことのないように、必要な措置が講じられていなかった。	

### 【衛生管理(健康診断)等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	通所介護事業所での洗濯行為は、クリーニング業に該当するため、洗濯行為を中止すること。	

### 【地域との連携等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	運営推進会議の構成員について、地域密着型サービスの知見を有する者の参加がされていなかった。	

### 【運営規程、重要事項説明書等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	運営規程の内容に、誤りや不足があった。	

### 【事故発生時の対応等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	ヒヤリハット報告書の中に、事故としてとらえるべき事例があった。	



### 【非常災害対策等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	非常災害対策計画について、災害時に必要と考えられる物品のリストは作成されていたものの、物品の準備がされていなかった。	

### Ⅲ 設備基準

#### 【衛生管理(感染症対策)等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	汚物処理において、清潔物と不潔物の動線が重なる恐れがあり、感染症予防、衛生管理の対策が不十分であった。	

#### 【安全対策等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	掲示物に押しピンが使用されており、中には、すぐに抜けてしまうものも有った。	

## IV 介護給付費関係

### 【加算関係に係る指摘事項】

番号	指摘内容		文書指摘
1	個別機能 訓練加算	個別機能訓練計画書について、多職種が、共同して作成したことが分かる様式になっていなかった。	

### 第3 監査の実施状況

監査は次のいずれかに該当する行為がなされたか、あるいは疑われる事業者に対して実施します。

- 利用者に対する虐待
- 指定基準に重大な違反
- サービスの内容に不正又は著しい不当
- 介護報酬の請求に不正又は著しい不当
- 報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず又は虚偽の報告をした
- 出頭を求められてこれに応ぜず、質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した
- 不正の手段により事業者指定を受けた

令和4年度については、監査の実施は、ありませんでした。